地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例

(寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年寒川町条例第 3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号)第11条第5項」を加える。

(寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例(昭和31年寒川町条 例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寒川町教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例 第1条から第5条までを削る。

第6条の条名を削る。

第6条中「この条例に定めるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件は」を「教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか」に改める。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第1号を削り、第2号中「同」を「月額」に改め、同号から第60号までを 1号ずつ繰り上げる。 別表第2中「第9号」を「第8号」に、「第10号から第60号まで」を「第9号から第 59号まで」に改める。

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表第1に次のように加える。

教育長	618,000円
-----	----------

(寒川町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 寒川町特別職報酬等審議会条例(昭和40年寒川町条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

第2条中「若しくは副町長」を「、副町長若しくは教育長」に改める。

(寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第6条 寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成24年寒川町条例 第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律 第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により、改正法による改正前の 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合に おいては、この条例による改正後の寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。